

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.112

平成 23 年 11 月 9 日

「送付されたカタログに載っている仏像を購入してくれば、高値で買い取る。」と不審な電話があったのですが……

## 相談内容

【相談者 50代 女性】

仏像のカタログが自宅に送付されてきました。その後、A社から「そのカタログは人数限定で送付される貴重なカタログで、掲載されている仏像は個人しか購入できない。購入してくれば当社が高値で買い取りたい。」と勧誘電話がありました。他の業者からも同様な電話がかかってきます。どうしたらいいですか。

## 対処方法

仏像の勧誘に関するトラブルは、高齢者に多くみられ、悪質な勧誘が目立ちます。この事例の他にも、CO<sub>2</sub> 排出取引権などの権利を「当社が後から高値で買い取るので購入してほしい」と別の業者を名乗る者から次々と電話がかかる劇場型勧誘の相談が多く寄せられています。

- ・ 相談者には、業者の実態や契約内容があいまいなので毅然と断わるよう助言しました。
- ・ 「高値で買い取る」などといわれても実行されたケースは確認されていません。勧誘されても絶対に信じないようにしましょう。
- ・ 電話勧誘や訪問販売で仏像を購入した場合、契約書面を受取った日から 8 日間はクーリング・オフ( )ができます。
- ・ 高齢者が勧誘される場合が多いので、家族や周囲の方の見守りが大切です。
- ・ 不審だと思ったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談下さい。

( ) 契約書面を受け取った日から一定期間内であれば無条件に解約できる制度

仏像で  
大もうけ？  
本当かしら…？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890